

日本スポーツ振興センター災害共済給付制度について

学校管理下においての災害で受診した場合、医療費の一部が支給される制度です。治療に必要な金額が総額 5,000 円以上（個人負担 3 割 1,500 円以上の負担、数回の受診の合算で 1,500 円以上でも可）の場合に申請できますので、学校までお知らせ下さい。

- 金額が満たない場合は、若年者医療費給付制度を利用してください。
- 受診の際は保険証をお持ち下さい。
- 若年者医療費給付制度と、日本スポーツ振興センターの医療費は併用できません。
- 書類を病院等で記入されましたら、学校へ提出してください。

スポーツ振興センター災害共済給付申請のながれ

けがをして受診



いったん医療費の支払いをしてください。

《支払後》

個人負担 3 割が 1,500 円未満の場合

個人負担 3 割が 1,500 円以上の場合

スポーツ振興センターの医療費の対象となりません。

若年者医療費給付の申請手続きを行って下さい。

- 手続き場所 美作市役所市民課・各総合支所
- 手続きに必要な物 ①領収書(原本) ②印鑑 ③口座番号のわかる通帳

「医療等の状況」の用紙を病院に提出し、記入してもらってください

記入された「医療等の状況」、医療費の領収書、「日本スポーツ振興センター災害共済給付金に係る口座振込依頼書」を学校に提出してください

教育委員会から日本スポーツ振興センターへ申請します

2・3ヶ月後に給付金（医療費自己負担分+雑費 1 割）が指定された口座へ支給されます